

初めに

1895（明治28）年日清戦争の結果によって台湾は日本に割譲された。日本は台湾を統治するため、台湾総督府を設置した。第1代総督の樺山資紀（在任1895～1896）、第2代の桂太郎（在任1896～1896）、第3代の乃木希典（在任1896～1898）は、台湾公医制度の創設、三段警備法の実施など、様々な制度が設立したのである。しかし、日本の台湾領有が周到な準備なくして実現した結果、初期の台湾統治が混乱を極めたことに関しては、すでに多くの指摘がある<sup>1</sup>。第4代の台湾総督の児玉源太郎（在任1898～1906）と、民政局長（まもなく民政長官と改称）<sup>2</sup>の後藤新平は在台8年間の任期中に、3大調査事業<sup>3</sup>、衛生制度、民政統治で、近代化の台湾を改造したと言われている。児玉源太郎は、台湾総督としてしていたものの、自身繁雑な職務も兼任してから、台湾の全般事務は概ね民政長官の後藤新平を任じた。この期間は、「児玉—後藤時期」とも言える。いまだに「児玉—後藤時期」の台湾統治方法は高く評価される。

でも、ある台湾の研究学者は、後藤新平の多くの近代化政策が、日本の戦争準備のためだけであり、台湾を原料搾取地としたことを批判している。このように、後藤新平は論争の人物である。しかし、台湾は後藤新平のこの統治期間で、近代化的施政により、近代化が進んだ事実は間違いない。

台湾での後藤新平の研究資料は多い。後藤新平の全般的な研究論文としては、陳艷紅（1986）『後藤新平在台殖民政策之研究』<sup>4</sup>、陳俊安（1996）『後藤新平之研究 以擔任民政長官暨滿鐵總裁時期為中心』<sup>5</sup>、鍾淑敏（1989）『日據初期台灣總督府統治權的確立』<sup>6</sup>などが挙げられる。また、後藤新平の台

<sup>1</sup>代表的な著書は黄昭堂（2003）『台湾総督府』、鶴見祐輔（1943；2005）「正伝・後藤新平—決定版（3）台湾時代」などである。

<sup>2</sup>1895（明治28）年5月7日—1898（明治31）年6月20日の間には、台湾総督府民政局長と称する。1898（明治31）年6月20日—1913（大正2）年8月20日の期間では、台湾総督府民政長官と改称する。

<sup>3</sup>3大調査というのは、1898年の「土地調査」、1901年に発布した臨時台湾旧慣調査会規則の「旧慣調査」、及び1903年の「戸口調査」である。

<sup>4</sup>陳艷紅（1987）『後藤新平在台殖民政策之研究』淡江大學日本研究所碩士論文。

<sup>5</sup>陳俊安（1996）『後藤新平之研究 以擔任民政長官暨滿鐵總裁時期為中心』中國文化大學日本研究所碩士論文。

<sup>6</sup>鍾淑敏（1989）『日據初期台灣總督府統治權的確立（1895—1906）』國立臺灣大學歷史研究

湾統治施策に関する研究は、鄭政誠（2002）『臨時台灣舊慣調査會之研究（1896～1922）』7、林素卿（1985）『日本殖民體制下之台灣鴉片政策研究』8、范燕秋（1998年）「新醫學在臺灣的實踐（1898-1906）——從後藤新平『國家衛生原理』談起」9などの論文が書かれた。

前述の研究論文は、いずれも後藤新平の台湾統治や実施した政策の基本理念は「生物学の原則」を中心としていることが指摘している。

「生物学」とは、生物や生命現象を研究する自然科学の一分野である。一般的に、生物学と言えば、DNAの構造、遺伝子、動植物の進化などの言葉が連想される。ここで、まず注目すべきは生物学の中の進化論である。進化論の提唱は19世紀から、チャールズ・ダーウィン（1809-1882）を始め、また数人の各学者によって産まれた概念である。進化論は社会や思想にも大きな影響を与え、近代で最も大きなパラダイムシフトの一つと言える。その生物学や進化論が話題となった19世紀は、たまたま後藤新平のドイツ留学時代である。

だが、管見の限り、後藤の「生物学の原則」は、本来の「生物学」とは少々意味が違ふと思われる。後藤は、「立生館」という藩校に通って、漢学の基礎を築いた。また、福島小学校第一洋学校、須賀川医学校を経て、物理学や数学や化学など近代科学が触れ合い、それにドイツ留学経験を加えて、後藤流の「生物学の原則」が誕生した。

後藤は台湾統治の8年間で、抗日ゲリラ招降策、保甲制度の実施し、アヘン漸禁政策の確立などの近代化政策の背後には重要な理由がある。それは「生物学の原則」と思われる。

そして、「生物学の原則」は後藤が台湾統治の最も重要な理念だと言っても過言ではないが、その「生物学の原則」について述べられた研究は、管見の限りでは存在しない。従って、ここで考えたいのは、台湾統治の施策理念

---

所碩士論文。

<sup>7</sup>鄭政誠（2002）『臨時台灣舊慣調査之研究（1896- 1923）』國立臺灣師範大學歷史研究所博士論文。

<sup>8</sup>林素卿（1985）『日本殖民體制下之台灣鴉片政策研究』淡江大學日本研究所碩士論文。

<sup>9</sup>范燕秋（1998）「新醫學在臺灣的實踐（1898- 1906）——從後藤新平『國家衛生原理』談起」『新史學』9- 3：49- 84。

という問題領域である。具体的に言えば、本稿の研究したいのは後藤新平の「生物学の原則」の研究のトピックとなる。

## 1. 民政主義への移行

下関条約の結果、台湾は日本最初の植民地になった。領台以後、台湾住民の反抗、アヘン問題、伝染病などの問題に直面した。それも植民地主義の新興国家である日本に対しては一試練と言える。

台湾領有初期には、総督になっていた樺山資紀、桂太郎、乃木希典は、「台湾は軍人が取ってきた戦利品」と看做していたから、軍事を優先し、建設などは念頭になかったと言われる。さらに、抗日事件が連続し、海外諸国も日本政府の植民地経営能力が疑われるようになった。だが、第4代総督として1898年着任した児玉源太郎は、民政長官・後藤新平とコンビを組んで鋭意台湾経営に当たり、これを境に台湾は日本の「お荷物」から「財産」に転化してゆく<sup>10</sup>。

統治初期に、民政、陸軍、海軍3局が設置された。当時は反乱を鎮圧ために、軍政が実施された。当時には台湾総督府の行政制度に関して、児玉総督は、1898（明治31）年6月及び1901（明治34）年11月に中央の統治組織を改革し、文治行政の主義を確立し、統制を整理して政務の簡明を期する。

---

<sup>10</sup> 殷允芃（編）丸山勝（訳）（1996）『台湾の歴史一日台交渉の三百年』：299。

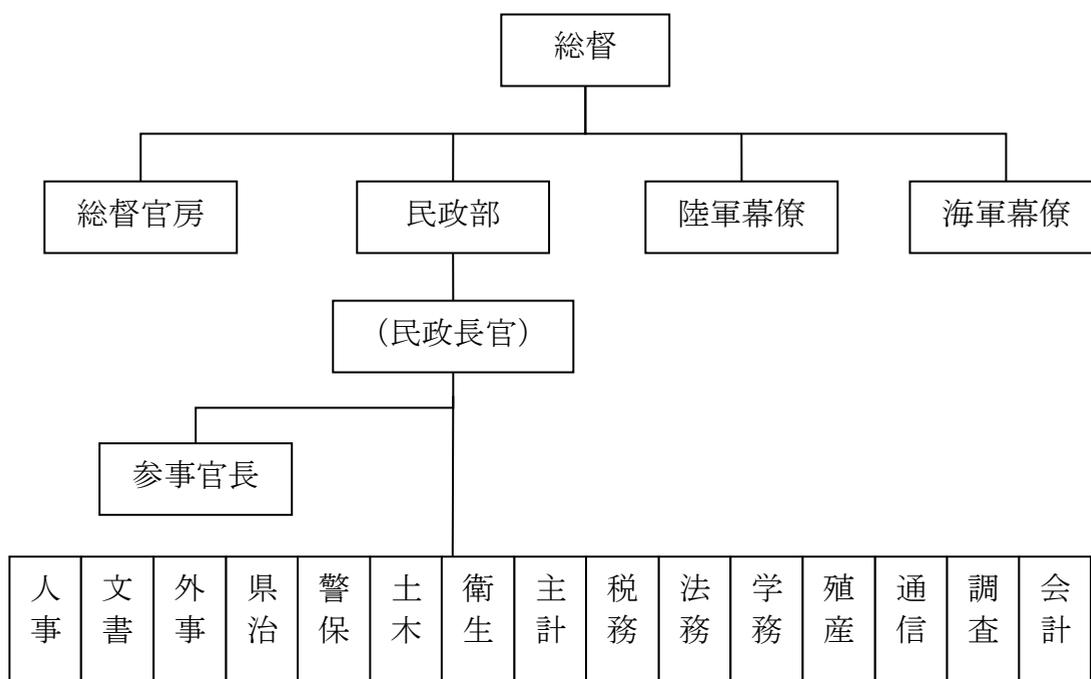


図1 1898（明治31）－1901（明治34）年の総督府官制

出典：台湾総督府警務局（編）（1939；1986）『台湾総督府警察沿革誌(1)』：91より作成。

行政機関に関しては、台湾総督児玉と民政長官後藤の在位期間に総督府官制の改正によって、中央において民政局を廃止し、民政部を改めて設置した。官制改正の原因には、従来総督府民政部の事務に課の数が多すぎるので、総督または民政長官が直接、各課の事務について指揮するのが難しい。このため、数課の事務の統一、中央機関の局が必要であった。1898（明治31）年の官制改革を図り、官房以外、民政部、陸軍幕僚、海軍幕僚の3部を置き、そして民政部の事務は14課に分けて掌理させる。上の図のように改革した。

また持地六三郎によると、台湾の統治組織において最注目を要するのは、民政長官の活動範囲の頗ぶる広範な事務である。これ民政長官は総督の輔佐官として、総督の民政に関する一切の職権はまた民政長官の職務と言える<sup>11</sup>。即ち民政部は台湾総督府の首脳である機関である。この官制改革は、台

<sup>11</sup>持地六三郎（1998）『台湾殖民政策』：64。

湾統治史上には最も注意すべき大改革<sup>12</sup>と言える。なお、民政長官である重要な職務については折々に触れていくが、その名称は、民政局長官、民政局長、民政長官、総務長官と変わった。一般行政を担当する民政部門の首脳である役職名は以下のように、4段階の変遷が経るが、職責にはほとんど変化はない。

表1 民政長官役職名の変遷

1	民政局長官	1895 (明治 28) 年 5 月 21 日
2	民政局長	1896 (明治 29) 年 4 月 1 日
3	民政長官	1898 (明治 31) 年 6 月 20 日
4	総務長官	1919 (大正 8) 年 8 月 20 日以降

出典：黄昭堂 (2003) 『台湾総督府』: 59 より作成。

また、児玉源太郎は台湾総督の座に着きながら、中央での兼職が多かった<sup>13</sup>。このように、台湾総督としての在職期間は長いが、中央での兼職や外征により、台湾不在の期間が長く、その台湾統治は民政長官の後藤新平に負うところが大きいと言われる。

後藤は、慣行調査に表れた「生物学の原則」に基礎を置く政治の実施は、これは彼の台湾統治の真髄であったと言える。そして、こうした政策の実施を可能にさせた基盤は、民政主義の徹底によって培われたのである。即ち、民政統治を実施することは、「生物学」の政治の基盤を作ることである。その「生物学の原則」の根本は、要するに台湾社会事情の特異性の認識であり、台湾の特異性の認識は同時に、「生物学の原則」の政治となったのである。植民地統治の基礎を築いた後藤は、特に急進を避け、旧慣を調べ、その基礎の上に台湾という特殊事情に順応した政策を推進したのである。この「生物学の原則」のような方針の下に、まず混乱した社会状況を整頓し、ついでに経済的發展、財政の独立に全力を注いだ。従って、軍政を撤去し、1898 (明治 31) 年に民政統治を確立した。

## 2. 後藤新平の台湾での「生物学」施策

<sup>12</sup>杉山靖憲 (1922) 『台湾歴代總督の治績』: 95。

<sup>13</sup>当時児玉は台湾総督の座に着きながら、中央での兼職が多かった。陸相、内相、文相、参謀本部次長、満州軍総参謀長などの職務も兼任した。

## (1) 抗日ゲリラの招降

当時台湾には、清国の統治していた時代から「三年小叛、五年大叛」という言葉があった。なぜなら、当時の政府に対して3年に一度は小さな反乱が、5年に一度は大きな反乱が起こるという意味である。

初期台湾統治の難航は、台湾各地では「土匪」が騒ぎ、設置されたばかりの台湾総督府は治安の確保はもとより安定的な税収を確保することもできなかったのである。また初期の台湾総督の任用資格は武官に限定され、事実上の軍政が敷かれたのである。台湾総督府民政長官に着任早々、後藤が直面したのは地域武装勢力問題であった。このような地域武装勢力、つまり抗日ゲリラとは、領台当時は「土匪」と言われた。ここで、混乱されなくて統一し、以下では、抗日ゲリラと称する。

表2 1897（明治30）年－1900（明治33）年土匪被害統計

年次	被害区分	件数	殺傷	※拿去	損害価額
1897（明治30）年		3,058	707	2,803	433,040
1898（明治31）年		1,760	580	973	165,176
1899（明治32）年		2,407	541	471	252,210
1900（明治33）年		1,033	296	232	93,918
合計		8,258	2,124	4,479	944,344

出典：台湾総督府警務局（編）（1939；1986）『台湾総督府警察沿革誌(4)』：268より作成。

備考：※拿去とは強盗事件の意味と思われる。

上の表を見ると、当時台湾では抗日ゲリラの騒乱が次々と起こしたことが理解できる。植民地経営上、異民族を支配するのであるから、軍事力の威圧のもとに統治を行う方針が基礎になっていたが、大規模な武力行使の必要があるとは日本政府も初期の総督も予想していなかった<sup>14</sup>。つまり、人々の民心が安定しない限り、社会としての統合政策は進まない。結局、台湾には徴税活動も停滞し、総督府は巨額の財政赤字に苦しむようになった。

<sup>14</sup>大江志乃夫（2005）「植民地と総督府の成立」大江志乃夫 他（編）『岩波講座・近代日本と植民地－帝国統治の構造』2：18。

日本政府にとって、台湾領有の初め、秩序を回復することが一番大事であり、3代目台湾総督乃木希典によって三段警備法<sup>15</sup>が生まれた。しかし、この三段警備の制度が実際に行われてみると、管区の画定は難しく、混乱が絶えなかった。むしろ弊害が多かった<sup>16</sup>。従って、後藤は三段警備制度を廃し、招降投誠の政策を取り、また1898（明治31）年8月に保甲制度を施行して台湾全島の安全維持の基礎を確立した。

民政長官に着任した後藤は軍政ではなく民政によって台湾を掌握すべしとして、台湾全島に向かって布告を出し、抗日ゲリラ招降も始める。抗日ゲリラ対策の問題について、武力討伐というハードな政策をした一方で、抗日ゲリラに対して、いろんな面での援助を講じたり、相談したりしたことで、ソフトな政策もしていた。この布告に応じて、3百名あまりのゲリラの一団が投降を申し出てきた。後藤は宣伝のためにも投降式をしようと決心し、護衛もなく、部下一人だけ連れて、一昼夜をかけてゲリラたちの根拠地に向かった。投降式の模様は台湾全土に大々的に報道され、安心したゲリラが次々と投降し始めた。その後、ゲリラの投降が相次いだ。

1899（明治31）年7月28日、民政長官後藤は宜蘭に入り、林火旺・林少花・林朝俊以下の土匪700餘名の投誠を手始めに、同年8月10日、坪林尾陳秋菊、8月23日水返脚の盧阿爺など約90人、9月8日芝蘭の簡大獅など約500人である。翌年3月太平頂の柯鐵・4月8日鹽水港附近の阮振、及び11月12日林少猫などの投誠を容れ、多くはその要求条件を認め、また生計の途を拓いてやった。<sup>17</sup>

抗日ゲリラに職を与える理由は以下の2点である。第1は、正当の職業に従事するものは、他の抗日勢力を脅かさず、虐げられず、良政府の下に自由を享受しつつあること。第2は、彼らの生存上の便宜は大に増進させたことにある。<sup>18</sup>こうして宜蘭地方は林火旺、北部の陳秋菊、南部の林少猫ら大頭目が投降したことにより、治定された。投降した彼らは、台湾各地を連結す

<sup>15</sup>第3代台湾総督乃木希典はまず、台湾全島をに分けて三段とし、平地、山間僻陋にする匪徒の蟠屈する地方を一等地と定め、これに当てるに軍隊・憲兵隊として、また平地・市街地は警察が治安保持の任に当り、その中間地の警察には憲兵と警察が協力して緩急事に対応した。

<sup>16</sup>山辺健太郎（編）（1984）『現代史資料21・台湾』：15。

<sup>17</sup>杉山靖憲（1999）『臺灣歴代總督之治績』：99。

<sup>18</sup>渡邊為藏（1906）『帝國政策と台湾』：14。

る道路網の建設や郵便事業に投入され、それら団体の組織力が有効に活かされた。

すべて順調に運んでいたわけではなく、ときには投降式の間では武力衝突が起きてしまったということもあったが、結局、抗日ゲリラの大部分は次々と投降した。一方、総督府は投降しない抗日ゲリラに対して、従来の招降策を捨て、「匪徒刑罰令」19を發布して大規模に掃蕩策を取り、1901（明治34）年2月1日に南部地方警察を主力として軍隊憲兵を協力させた。

表3 1901（明治34）年—1902（明治35）年の抗日ゲリラ掃蕩策

1901（明治34）年12月10日	放弄山の寨を抜いて、黄茂松など40人を銃殺。
1902（明治35）年3月9日	嘉義警察が黄国鎮を後大埔に撃殺。
1902（明治35）年4月8日	嘉義の保甲が、林添丁を中埔に撃殺。
1902（明治35）年4月15日	鹽水港警察が、阮振を店仔口に撃殺。
1902（明治35）年5月25日	張大猷など360人投降したが、妄動するため、帰順式場に殲滅。
1902（明治35）年5月30日	溪州・後壁林の2寨を破り、林少猫20・吳萬興・林天福などを誅戮。

出所：杉山靖憲（1922）『台湾歴代總督の治績』：101-102により作成。

1897（明治30）年から1901（明治34）年までに逮捕した抗日ゲリラは8030人が殺戮された。5万挺もの銃器10万発もの弾薬は1902（明治35）年に没収された<sup>21</sup>。横行した抗日ゲリラは全く根底から掃蕩され、1902（明治35）年には、ゲリラ掃討の完了した。それは後藤の赴任から5年近くかかっていた。抗日ゲリラ対策については、後藤の著書である『日本植民政策一斑』<sup>22</sup>によると、表4のように、彼が赴任した1898—1902までの5年間には、総督府が殺害した抗日ゲリラは11950人にも達していた。

<sup>19</sup>台湾総督府警務局（編）（1939；1986）『台湾総督府警察沿革誌（4）』：263。

<sup>20</sup>台湾経世新報社（編）（1925）『台湾大年表：明治28年—昭和13年』：44-47。明治35年5月30日には、「南部匪首林少猫、吳萬興、林天福等曩に帰順を許されしも依然匪行を為せしを以て討伐を行ひ林少猫以下百二十二名を殺戮す是に於て全島の土匪掃蕩一段落を告ぐ」などの記事が見られる。

<sup>21</sup>杉山靖憲（1922）『台湾歴代總督の治績』：101-102。

<sup>22</sup>後藤新平（1922）『日本植民政策一斑』東京：拓殖新報社。

表4 1898（明治31）年—1902（明治35）匪徒殺戮數（林少猫討伐まで）

年度	捕獲もしくは 護送の際抵抗 したため	判決による 死刑	討伐隊の手 によるもの	総計
1898（明治31）	166	84	2850	3100
1899（明治32）	324	507	3	834
1900（明治33）	468	873	9	1350
1901（明治34）	682	997	311	1990
1902（明治35）	4033	537	106	4676
計	5673	2998	3276	11950

出典：後藤新平（1922）『日本植民政策一斑』：27-28 より作成。

軍政から民政への移行するため、抗日ゲリラの招降をしなければならない。後藤は、まず招降策を取り、その結果は、1902（明治35）年までには抗日勢力は明らかに弱くなってきた。またこの年をもって日本の台湾の支配は確立されたと見られる<sup>23</sup>。

だがそれでも帰順しなかった勢力に対しては、さらに1902（明治35）年の最終的討伐では、裁判による死刑537人、臨機処分による殺戮4033人という多くの死者を出した。この結果、武装勢力による犯罪・危害は抑えられ、軍隊や警察の警備がなくても人々は自由に各地を歩ける治安を得た。しかし、治安を得たかわりに、台湾人を多く殺害した。これは植民地台湾の哀歌と言えるだろう。

後藤が民政社会を達成するため、硬軟両面の方法を用いたゲリラの招降政策は、想像以上の成果を挙げたと言え、「生物学」的に見合った方策が成果を挙げたものである。また、抗日ゲリラの実態を精査して、それが日本軍の討伐行動によって再生産されていることを察知する。こうして治安が安定すると租税収入も自らと増大する。また後藤は台湾の財政独立が予定より早く1905（明治38）年に達成されたことを高く評価されていた。

## （2）保甲制度の復活

<sup>23</sup>許世楷（1972）『日本統治下の台湾：抵抗と弾圧』東京：153。

保甲制度は中国における最末端の政治機関である。後藤は、「生物学の原則」を活用し、近代的な政策が導入されると共に、保甲制度も積極的に利用した。医師出身の後藤の主な考え方は衛生思想である。また衛生の根源は個人にあり、つまり個人の自治自節である。後藤の一生を通じて、最も顕著であった政治思想の一つは、自治の尊重ということであった<sup>24</sup>。ドイツ留学期間に、ドイツの自治制に興味を感じ、さらにイギリスに行ってイギリス人の衛生思想の進歩に驚いた後藤は、イギリスの衛生制度またその自治制度とは、互いに補完し合う実情を見て、その自治に対する関心をますます深めた。その後、台湾総督府の民政長官に赴任した際、後藤は台湾社会に自治的な制度を持たせた保甲制度を採用した<sup>25</sup>。

この制度は中国本土にあったもので、日本にも早くから知られていたが、後藤は「生物学の原則」に基づき、保甲制度を応用し、植民地の台湾統治に適合するように、新たな保甲制度を制定した。

保甲制度と社会の統制について、保甲の主要な任務は、戸籍調査、住民出入りの監視、伝染病の予防、道路や橋の補修、義務労働などであった。同時に、保甲の青年男子で壮丁団を組織し、抗日ゲリラの鎮圧と天災防止の補助にも従事した。保甲の活動範囲は相当広い。特に抗日ゲリラの鎮圧に対して、保甲制度の仕組みを活用させ、住民に協力自治させ、抗日ゲリラを探し出し、またこのゲリラを隠す場合には、保及び甲は同罪の処決裁断を受けたのである。治安の確保のための上からの組織として形成された保甲はしきりに述べたように連帯責任制に重点があるのである。

このため、保甲は治安維持や衛生事務の補助の一般行政業務を補助するほかに、総督府も日常的な保甲による協力を、人民生活の安定、纏足・弁髪の廃止、日本語の普及、風俗の改善、迷信の打破などの運動に活用した。明らかに保甲制度は、総督府が人員を動員するための重要な機関となっていた。

台湾の保甲制度について、矢内原忠雄によると、日本が台湾の旧制度の多くは変革される中、保甲制度のみは再組織の上統治上最も有効に活用せられ

---

<sup>24</sup>鶴見祐輔(1943 ; 2005)「正伝・後藤新平―決定版(3) 台湾時代」:193。

<sup>25</sup>1898(明治31)年に発布された保甲条例の律令第21号とは、10戸は1甲、10甲(つまり100戸)を1保として編成し、各甲、各保の長に責任を負わせ、相互監視と犯罪防止を目的とした制度である。

たのである<sup>26</sup>、と植民地台湾の経営上、保甲制度の有効性を指摘している。また奇美実業の創設者許文龍は、後藤新平が保甲制度を非常にうまく利用したことは、やはり台湾の成功の一つの大きな原因だ<sup>27</sup>と指摘していた。つまり後藤がこの中国の旧制を巧みに換骨奪胎し、新しい時代に適合され、いわゆる「生物学」的政治の基礎を開いたところに、後藤の独特の行政的手腕があったのである。

### (3) 臨時台湾旧慣調査会

「生物学の原則」の植民経営の理念から、後藤が各種の調査事業を台湾で行った。最も有名なものは3大調査である。後藤の3大調査、つまり戸口調査、土地調査及び旧慣調査である。この3大調査をもとに、近代的な人流と物流、電気、水道、ダムといったインフラ建設をはじめ、金融、財政、教育などの社会的諸制度が確立、施行され、台湾近代化の基礎を作ったのである。ここで注目すべきのは旧慣調査会である。

旧慣調査は、台湾の伝統文化や風習を知るだけでなく、近代的な民法、刑法、商法の施行、法治社会の確立にも絶対的に欠かせない国勢調査の一つである。後藤のこのような考え方は、内務省衛生局時代には、社会の制度・慣習が生まれた背景には、その様な制度・慣習を生み出す諸条件が存在しているとして、それらの諸条件を明らかにする必要があるとして衛生状況調査を行った。また植民地では、台湾においては積極的な旧慣調査として表現されている。

日本の法令制度を台湾に導入する際に、台湾の慣習や社会制度について情報を収集し、それに基づき修正等を加えなければ、大きな摩擦が生じるであろうと考えたのであった。従って、この旧慣制度調査の事が十分に進まなければ、すべての永久統治の法律制度の確立は難しいとした。台湾においては数千年来の活きた歴史を、同時に、一島地内に集まっているので、これを統治するの複雑なことはできない。一方には未開な人民がいて、一方には文明人の雑居したりしている。しかも、言語の種類は多く、互いにコミュニケーションができない。従って、台湾ではその複雑な慣習を調べず、ただ日本の法律

---

<sup>26</sup> 矢内原忠雄 (1934) 『帝国主義下の臺灣』: 221。

<sup>27</sup> 拓殖大学創立百年史編纂室 (2001) 『後藤新平—背骨のある国際人』: 267。

を実行することは軽率である。これが当事者の最も苦心するもので、この永久統治のために旧慣調査が急務であることは当然である。

従って、台湾では後藤は、1900(明治33)年3月、京都大学の岡松参太郎(1871-1921)博士を引き来って、台湾旧慣制度に関する調査を依頼することになった。1901(明治34)年10月には、いよいよ台湾旧慣調査会規則の発布を見るに至った。

この調査会の会長には、後藤自らその任に当たった。これを2部に分け、法制調査を担当する第1部は、岡松参太郎を部長とし、経済調査を担当する第2部は、愛久沢直哉(1868-?)を部長として実際の仕事は宮尾舜治(1868-1937)が主となって行い、1903(明治36)年、宮尾が欧米出張の後、持地六三郎(1867-1923)がこれに代わった。さらに、織田万(1868-1945)博士を入れて、行政調査の事に当たさせた。そして第2部は、1905(明治38)年2月、『台湾経済資料』2巻の刊行と共に廃止されたが、第2部はなお事業を続け、後藤の満鉄に去ったのちは法制、行政、立法の3部組織として、旧慣調査に従事した。

後藤は岡松参太郎などの学者を招き、大規模な台湾旧慣調査を実施した。この調査会にはそれぞれの専門家を網羅した。その一連の調査研究成果は日本の近代中国研究、植民政策、法制史、及び台湾植民地経営の基礎を作ることになる。

後藤は、「政治の妙諦は、なにも難しいことではない。生物学の原則に従って、その基底的事物を究め、これに順応する方策を緩急、時に応じて施行するのみ。それにはまず、その土地に現存保有される慣習制度を根本的に調査究明してかからなければならない<sup>28</sup>」ということである。しかし後藤の場合、「生物学の原則」からの「旧慣」調査研究の重視とは、決して現地住民の生命や意志の尊重を意味するものではなかった。要するに「彼を知り」という孫子の兵法に基づき、戦いの勝利への原則に従うかもしれない。

#### (4) 饗老典と揚文会の施設

辜顯榮(1929)「後藤伯の追憶」の中に、「本島の統治はまず民心の掌握が最も重要であるとし、保良局を設けて土匪の鎮撫を計ると同時に、不逞の徒に対する善導に努めた。また清政時代重用された举人、秀才その他の官人あ

---

<sup>28</sup>伊藤金次郎(1943)『新領土開拓と後藤新平』: 170。

るいは文人墨客を起用し、あるいは饗老典又は楊（ママ）文会を行うなど努めて島民を安定させた<sup>29</sup>とある。このように、後藤が全面的にバックアップする一方で、各地を精力的に巡視して、80歳以上の老人男女を食事に招待する（饗老典）など、民心把握に努めた。

「饗老典」とは、80才以上の高齢者を招待し、つまり敬老のことである。「揚文会」は文人の招宴で、全島の儒生士紳を招待することであった。1900年に台北で発会した。

当時には第1回饗老典の状況について、杉山靖憲（1999）『臺灣歴代總督之治績』によると、鮮明な描写されている。「80歳以上の男女を招集してこれに菓錢を与え、酒食を饗するので、第1次は31年7月17日、台北において開いた。会する者は、314人、附添人を合すれば700餘名に及んだ<sup>30</sup>。」と伝えられる。式が終わると余興に移り、主客ともに喜び、楽しんだ。第1回の饗老典は、非常な成功を収め、民心を慰安をした。また第2回の饗老典を彰化に、第3回を台南に、第4回を鳳山に挙行し、どれも成功した。つまり民政長官の後藤が台湾の北から南までの民心を撫順し、饗老典を行った。

表5 饗老典の開催時間と場所

第1回	台北台湾総督府舞楽堂	1898（明治31）年7月17日
第2回	彰化文廟	1899（明治32）年4月9日
第3回	台南両広会館	1899（明治32）年11月5日
第4回	鳳山弁務署	1900（明治33）年12月3日

出典：台湾総督府警務局（編）（1939；1986）『台湾総督府警察沿革誌（2）』：698-699により作成。

また揚文会は、1900（明治33）年3月15日、台北淡水で開かれた。この日、招きに応じて会した全島の学士すべて72人である。楼閣の上の式場の正面には、「揚文」である2字を大書した扁額を掲げ、その左右には美しくて立派な生花を並列した<sup>31</sup>。

<sup>29</sup> 辜顯榮（1929）「後藤伯の追憶」『吾等知れる後藤新平伯』：261。

<sup>30</sup> 杉山靖憲（1999）『臺灣歴代總督之治績』：104-105。

<sup>31</sup> 鶴見祐輔（1943；2005）「正伝・後藤新平—決定版（3）台湾時代」：452。

後藤は揚文会の式場で演説を行った。後藤はまず「揚文というものはもとより虚文に走り俗儒記誦詞章の弊を發揚するわけではない」と巧みに揚文の名を捉えて、古学者に古学の弊を説得し、また「もし諸君が一度胸を開いて貫通するに至るならば、多くの書房教育に従事する徒もまた自然に靡き、その風を改め自ら新たな域に進むようになるだろう<sup>32</sup>。」即ち、後藤は彼らは台湾の先覚者と賞賛し、他の人民模範として、また読書人の力をを借り、台湾の旧慣を改新し、さらに揚文する実務のことを希望した。上に挙げた資料は、共に後藤が統治する前提に台湾民衆の心、また特に有力者の心を把握しなければならないという証拠である。

日本と台湾は人種的に同じくモンゴロイドに属し、文化面では漢字文化圏に属し、儒教倫理を共有するといった共通点があった。このため、漢族系読書人は当否は別として、多かれ少なかれ日本人に対して先輩格の自負を持っていた。これは日本の台湾支配にとってはまことに不都合な条件だった。<sup>33</sup>そこで、後藤が揚文会を開設し、台湾の読書人である知識者を優待する礼を施し、彼らの力を借り、台湾の旧慣を改新する。一方、揚文会の目的は、よく発言するの読書人の人心を買収することで、それも総督府が台湾では植民地経営する時に、反対の声を押え、政策の実施や改革をうまく進める目的である。上述の「饗老典」と「揚文会」はこうした面への懐柔策として理解することができる。

台湾の植民地経営をするため、安定な社会を必要とする。民政主義を実施し、軍政から民政の道へ進め、まずは抗日ゲリラを鎮定する。また、中国旧来の保甲制度を用い、社会の状況を安定する。そして社会を安定した後、台湾当地の民心を収攬し、特に有力者の心を籠絡する必要がある。後藤は民心を撫順するためには、年上を尊敬または文人の礼遇は、当地の士紳や耆老などの有力者たちの協力を必要とすることが明らかにわかる。また、「饗老典」と「揚文会」の開催し、地主・読書人などの有力者たちの心をうまく掴んで、台湾植民地経営の基礎が一層固められた。

#### (5) アヘン漸禁政策の確立

---

<sup>32</sup>鶴見祐輔(1943 ; 2005)「正伝・後藤新平—決定版(3)台湾時代」:455。

<sup>33</sup>戴国輝(1995)『台湾—人間・歴史・心性』:70。

台湾のアヘンの吸飲は、「台湾四害」<sup>34</sup>の一つとして絶対根絶できないと言われてきた。また下関では、条約談判中に李鴻章（1823-1901）は伊藤博文（1841-1909）に向ってアヘンの問題について、「もし台湾が貴国の版図となればこの弊風がついに貴国に伝染するようになって、貴国のために非常な不利となるであろう<sup>35</sup>。」言っていた。即ち台湾を日本に割譲しても、日本ではその統治が容易ではない。もっとも大変なのは、台湾人民はアヘンを吸飲していることである。それに日本はアヘン問題の処理は、台湾統治上の重大問題となったばかりでなく、その決定は、世界列強の注視するところとなった。

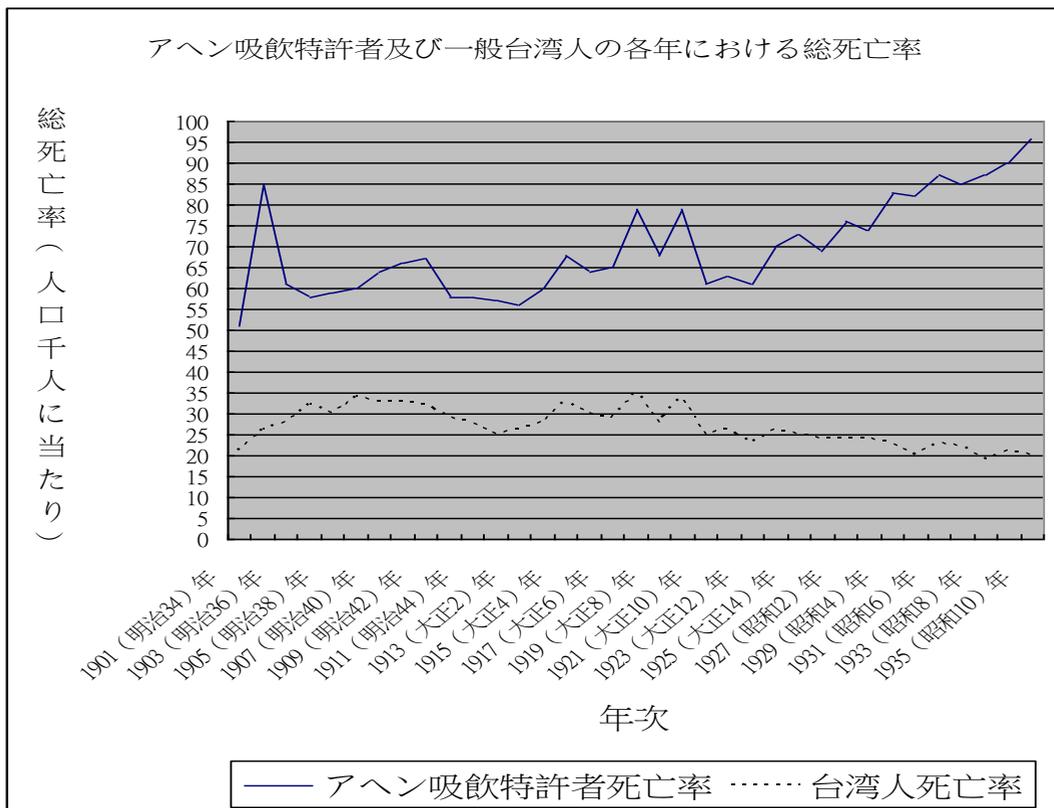


図2 アヘン吸飲特許者及び一般台湾人の各年における総死亡率

出典：杜聰明（1938）「台湾ニ於ケル阿片癮者ノ統計的調査・第3報告：阿

<sup>34</sup>四害とは、「瘴癘、アヘン、土匪、生蕃」を指す。

<sup>35</sup>横澤次郎（1929）「後藤伯と台湾の阿片制度」三井邦太郎（1929）（編）『吾等知る後藤新平伯』：167。

片吸食特許者ノ死亡率及死亡原因ニ就テ」『台北帝国大學醫學部藥理學教室論文』155：39より作成。

図2を見ると、アヘン吸飲特許者は一般台湾人より死亡率が非常に高いということがわかる。つまり台湾ではアヘンの被害が多く、台湾人民はアヘンを吸飲している状況が深刻であると言える。そして、領台当初の日本国内では、台湾のアヘン問題について、共に厳禁という声が起こっていた。

当時日本において台湾統治、アヘン厳禁問題の盛んな頃、内務省衛生局長である後藤がしばしば、アヘンの厳禁は人道問題である、これを厳禁するのは内地で酒、煙草を禁ずるということよりも困難な仕事である、厳禁論を主張するのははなはだ浅見の論である<sup>36</sup>。後藤は、綿密なアヘン問題の研究調査から、全面禁止は不可能だと知った。まず台湾のアヘン問題は旧来の慣習であり、「要するに數百年の久しきに養われた陋習は一朝容易に抜くべくもない<sup>37</sup>。」また台湾の島民に対し、アヘンを吸飲することを、厳禁すれば、大いに民情に反対し、吸飲者たちの激しい抵抗を受けるのは必至だということもわかった。もしも暴動などが起こったら、常に2個師団以上の兵を駐留させ、数千の生命を犠牲に供するのでなければ、たとえ兵力をもって威圧しようとしても、その目的を達することはできない。そして、アヘン輸入税は今、年間80万円だが、もしこれを政府の専売とし、禁止税の意味をもって、この輸入税額に3倍にする。つまり、240万円の収入が見込める。アヘンは政府の専売とし、その収入を台湾における各種植民衛生事業施設の資金に充当できる。

---

<sup>36</sup>鶴見祐輔(1943；2004)『正伝・後藤新平—決定版(2)衛生局長時代』：589。

<sup>37</sup>台湾総督府官房文書課(1908)(編)『台湾統治綜覧(一)』：152。

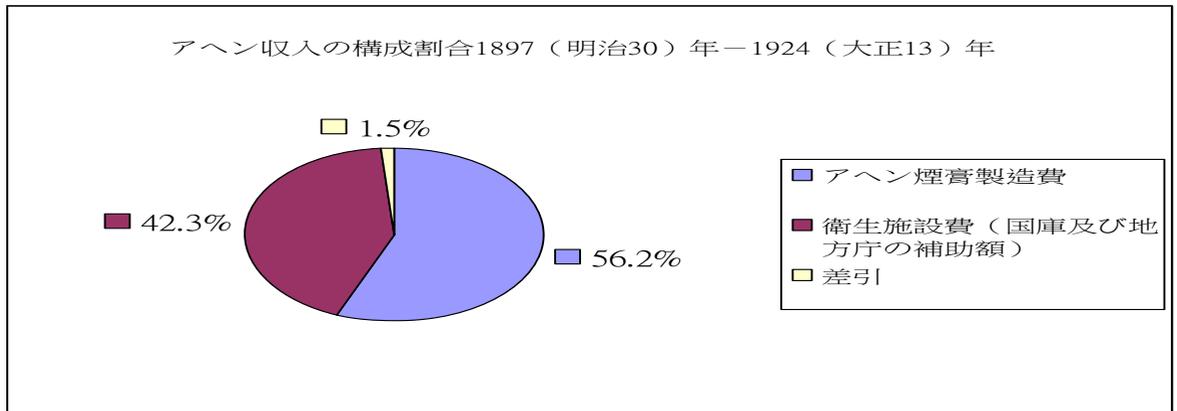


図3 アヘン収入の構成割合1897（明治30）年－1924（大正13）年

出典：台湾総督府専賣局（編）（1926）『台湾阿片志』：514-515。

図3は1897－1924年まで各年度のアヘン収入と製造費及び衛生施設費の割合を示している。これは後藤がアヘン専売の収入を台湾における衛生事業の施設の費途に充てるという理念を実行するため、1899（明治32）年より、多額な金額を衛生施設に投入したからである。このようにして、アヘン専売から得られた240万円を植民衛生の費途に充てる。彼の著書『衛生制度論』38の論点で考えると、このアヘン漸禁政策の制定は一種の「生理的動機」であり、人民の幸福である「生理的円満」を求めるのである。つまり、いわゆる生存競争という原因により、毒をもって毒を制する自然の定則を踏むものとなる。このとき、健康を害する禍源を変じて、国民の福祉を増加することができる。

つまり後藤は、厳禁すれば台湾のアヘン中毒者に禁断症状の苦痛を与えて反乱を招き、軍隊鎮圧に膨大な財政支出が見込まれるので、アヘン専売制で通帳を持つ中毒者にのみ売ることが人道の配慮と言える。また販売価額を大幅に引き上げさせて税収が3倍となり、それを財源に植民地の衛生事業を行うことができる。

1900（明治33）年9月に、アヘン中毒者の網羅つまりアヘン吸飲特許者

<sup>38</sup>後藤新平（1890）『衛生制度論』東京：後藤新平。

の人数を確定し、1902（明治 35）には、抗日ゲリラの掃蕩の完了と同時に、「アヘン中毒者名簿」を整理し終わり、アヘン専売制度の事業はここに一段落したのである。アヘン漸禁制度確立以来、特許者の漸減の状況は以下のようになっている。

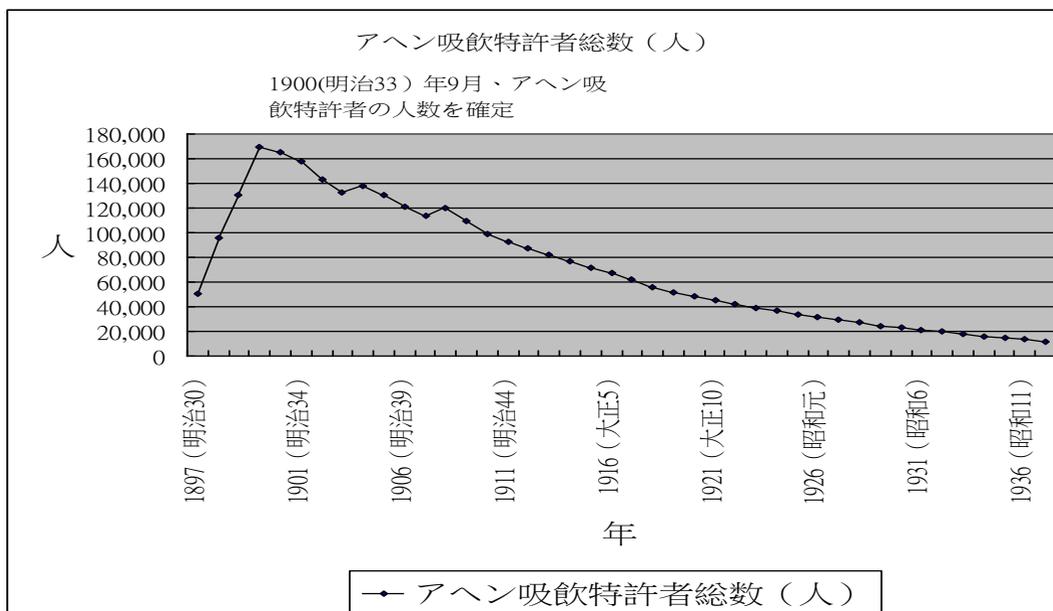


図 4 各年末アヘン煙膏吸飲特許者数

出典：台湾総督府警務局衛生課（1936）『台湾ノ阿片制度：附麻薬取締ノ概要』：3-5、杜聰明（1938）「台湾ニ於ケル阿片癮者ノ統計的調査・第3報告：阿片吸食特許者ノ死亡率及死亡原因ニ就テ」『台北帝国大學醫學部薬理学教室論文』155：26より作成。

備考：1900（明治 33）年 9 月はアヘン中毒者網羅終了の時である。

図 4 を見ると、アヘン吸飲特許者数は年々緩やかに減っている。これは漸禁政策の成果である。また下の表は各年度アヘン専売収支と吸飲特許者数の統計である。

表6 各年度アヘン専売収支とアヘン吸飲特許者数

年度	収入	吸飲特許者数 (人)
1897 (明治 30) 年度	164 万 0210 円 28	50, 597
1898 (明治 31) 年度	346 万 7337 円 99	95, 449
1899 (明治 32) 年度	424 万 9577 円 60	130, 962
1900 (明治 33) 年度	423 万 4979 円 57	165, 752
1901 (明治 34) 年度	280 万 4894 円 26	157, 619
1902 (明治 35) 年度	300 万 9310 円 89	143, 492
1903 (明治 36) 年度	363 万 2478 円 96	132, 903
1904 (明治 37) 年度	371 万 6005 円 13	137, 952
1905 (明治 38) 年度	420 万 6739 円 14	130, 476
1906 (明治 39) 年度	443 万 5749 円 71	121, 330
1907 (明治 40) 年度	447 万 0584 円 60	113, 165
1908 (明治 41) 年度	461 万 2585 円 23	119, 991
1909 (明治 42) 年度	466 万 9959 円 83	109, 935
1910 (明治 43) 年度	467 万 4702 円 04	98, 987
1911 (明治 44) 年度	550 万 1985 円 25	92, 975
1912 (大正元) 年度	526 万 3405 円 15	87, 371
1913 (大正 2) 年度	529 万 1515 円 54	82, 128
1914 (大正 3) 年度	522 万 9930 円 29	76, 995

出典：台湾総督府専賣局（編）（1926）『台湾阿片志』：508-509、台湾総督府警務局衛生課（1936）『台湾ノ阿片制度：附麻薬取締ノ概要』：3-4 より作成。

備考：あみかけの部分は後藤新平が就いた期間を示す。

アヘン漸禁の成果は上の統計表に示されるとおりより明らかになる。そしてアヘン漸禁政策を実施した3年後、つまり1900（明治33）年以後、吸飲者数はほぼ毎年減少していると言える。

後藤のアヘン漸禁政策は、彼の「生物学の原則」に基づくものであり、急激な厳禁政策を却下し、「漸禁主義」を日本の台湾植民地経営の基本政策となす役割を果たした。後藤が提案し、そして確立した専売制によるアヘン吸飲の漸禁政策は成功した事例として高い評価を受けている。1902（明治35）年の後藤は、アヘン政策の成功も含めた台湾植民政策の成功によって勲二等

旭日章を授けられた<sup>39</sup>。同年アヘン制度施行の功績により、3000 円を賞与された<sup>40</sup>。また後藤の台湾に実施したというアヘン政策は、顕著な効果を挙げ、1924(大正 13)年ジュネーブに開催せられた国際アヘン会議において、その成功を認めるにいたった<sup>41</sup>。後藤が勲二等旭日章を授けられた理由は、アヘン漸禁政策の成功即ちアヘン吸飲者の減少によるものだけでなく、そのアヘン専売収入の台湾財政に対する着実な貢献のであると言える。

後藤が「生物学の原則」の概念を重視することがすでに彼の著書『国家衛生原理』<sup>42</sup>で表れている。後藤が「最近国家学の基礎もまた生物学に取らなければならない<sup>43</sup>」と主張し、また後藤が、国家を一つの生物であるかのように看做し、その成員である個人は全体の機能を分担するものであるとする「人体的国家」の国家観を持っている。その「人体的国家」という国家観を持ってからこそ、後藤がアヘン問題の解決に重点を置いてあるのではないだろうか。

当時アヘンは「福」、「禄」、「寿」の 3 種に分けられ<sup>44</sup>、各々価額を異にして、富者は上等の「福」を飲み、貧者は下等の「寿」を飲むというように区別して、アヘン中毒者に吸食をさせた<sup>45</sup>。これは後藤が、台湾の有産階級のアヘン吸飲者の不安を取り除いた仕掛けとも言える。

また台湾当時の民情旧慣と日本の需要を応じて考えられたアヘン漸禁策は、厳禁より起こりかねない台湾人の反抗を避けただけではなく、高率の税をかけて購入し難くさせると共に、また吸飲を免許制として次第に吸飲者を減らしていく、アヘン中毒者は徐々に減少したという実績も見せた。しかも、専売制により得られたアヘン収入は台湾の衛生事業に投入し、台湾の衛生環境も後藤の漸禁策により健全になりつつあった。長い時間も続いた台湾のアヘン吸飲の悪風が撲滅されて台湾の衛生施設の整備が完成されたの

<sup>39</sup>御厨貴 (2007) 『後藤新平大全』: 32。

<sup>40</sup>御厨貴 (2007) 『後藤新平大全』: 102。

<sup>41</sup>鶴見祐輔 (1943; 2004) 『正伝・後藤新平—決定版 (2) 衛生局長時代』: 582。

<sup>42</sup>後藤新平 (1889) 『国家衛生原理』東京: 忠愛社。

<sup>43</sup>後藤新平 (1889) 『国家衛生原理』: 7。

<sup>44</sup>1897 (明治 30) 年 3 月制定の等級は福禄寿 3 種に分けられるが、1898 (明治 31) 年 3 月一等、二等、三等を改定された。

<sup>45</sup>横澤次郎 (1929) 「後藤伯と台湾の阿片制度」三井邦太郎 (1929) (編) 『吾等知る後藤新平伯』: 170。

は、後藤のアヘン漸禁政策の基礎があったからだ。

日本の台湾統治は、後藤の「生物学の原則」を基礎とした植民地経営によるものだと言われており<sup>46</sup>、ここで述べたアヘン漸禁政策は、最も典型的な具体化した政策である。

### 3. まとめ

台湾全体に後藤新平が実施した政策を例としては、「抗日ゲリラ招降策」、「保甲制度」、「饗老典・揚文会」、「臨時台湾旧慣調査会」、「アヘン漸禁政策」5つの政策実施から考察し、植民経営政策の基本理念という「生物学の原則」を究明した。前述で得た結果をまとめ、「生物学の原則」によって後藤新平の台湾統治政策を分析し、「人体的国家」「旧慣重視」「自治の概念」の3点キーワードを得ることができた。

#### (1) 「人体的国家」

19世紀における生物学の異常な発達した。特にチャールズ・ダーウィン(1809-1882)の進化論である。ダーウィンの進化論から発展し、ハーバード・スペンサー(1820-1903)の「社会ダーウィニズム」が生じた。「社会ダーウィニズム」の影響を強く受ける後藤の思考は、国家有機体論から「人体的国家」発展するまでに至った。後藤の「人体的国家」は、国家を1つの人体に喩える「国家も生き物である」とするスペンサーの考え方の影響を強く受けるまでになっていた。

この「人体的国家」の概念は後藤の独創ではなく、イギリスの自然科学者であるダーウィンの「進化論」と「国家有機体論」の理念から生んだものである。しかし、後藤は「人体的国家」のような考え方を植民地経営に入れたことは日本では一人目であろう。彼が新領土の社会を一つの生命体として、その悪しき体質を徐々に改善させ、本来の善き生命力を引き出して成長させていくという進め方であった。だから、台湾では植民地経営した時、「人体的国家」の概念も入れて人体の健全を守るため、まずはアヘン漸禁政策で台湾の悪い衛生環境を大いに改善し、抗日ゲリラを招降し、近代化建設の基盤を作り、台湾が近代化国家を建設する。これが「人体的国家」の実践である。

---

<sup>46</sup> こういう論点は、陳艷紅(1986)『後藤新平在台殖民政策之研究』、陳俊安(1996)『後藤新平之研究 以擔任民政長官暨滿鐵總裁時期為中心』などが指摘している。

## (2) 「旧慣重視」

1898（明治 31）年、後藤が着任した時に直面した台湾は、アヘン吸飲、瘴癘などの存在であり、実に難治中の難治の地であった。これに対して、後藤がその困難点を乗り越えるため、主張したのが、有名な「生物学の原則」に基づく植民地政策であった。即ち長期間にわたって形成されてきた慣習は即時に変革することはできない。旧慣習を尊重しつつ、漸進的にこれを改善していく以外にないとするものであった。後藤が「慣習を重んじなければならんというのは、生物学の原則から来ている<sup>47</sup>」と述べていた。即ち「生物学の原則」とは、旧慣を重視するものである。

旧慣重視は、現地の習慣を詳しく調べ、当地の人々の風俗の知り、そしてそれを重視する。また、旧慣重視の概念を植民地経営に入れて、調査会を設置して当地の人民の旧来の習慣を調査し、理解したからその旧慣に対応し、植民政策を実施すべきである。従って、日本が台湾に近代国家を建設するに当たって調査事業として「臨時台湾旧慣調査会」を発足させ、大規模な台湾旧慣調査を実施したのである。

そしてアヘン吸飲の問題について、後藤は綿密なアヘン問題の研究調査から、台湾のアヘンの問題は旧来の慣習であり、全面禁止は不可能だと知っている。後藤は「台湾阿片制度に関する意見」を提出し、アヘン漸禁政策を採った。このアヘン漸禁策の実施は、顕著な効果を挙げ、1902（明治 35）年の後藤は、アヘン政策の成功によって勲二等旭日章を授けられ<sup>48</sup>、また1924（大正 13）年ジュネーブに開催せられた国際アヘン会議をして、その成功を認めるに至った<sup>49</sup>。

## (3) 「自治の概念」

自治の概念も「生物学の原則」中の一部である。自治とは、自分たちのことを自分たちで処理することである。国家の面においては主権、地方自治体面では地方自治を意味する。医師出身の後藤の主な考え方は衛生思想である。また衛生の根源は個人にあり、彼がずっと強調している「衛生」とは、個人の自治自節である。また後藤の名言「自治三訣」から見ると、「人のお

---

<sup>47</sup>鶴見祐輔（1943；2005）「正伝・後藤新平—決定版（3）台湾時代」：39。

<sup>48</sup>御厨貴（2007）『後藤新平大全』：32。

<sup>49</sup>鶴見祐輔（1943；2004）「正伝・後藤新平—決定版（2）衛生局長時代」：582。

世話にならぬよう、人のお世話をするよう、そして酬いを求めぬよう。」短い言葉であるが、それは後藤の自治精神を表している言葉だと思われる。

台湾は古来から荒服の地と呼ばれるが、そして民政長官の後藤は、台湾にはある旧来の「自治制」が存在し、この「自治制」で台湾社会を管理し、治安を維持し、台湾人民に対して一種の制約の作用と言える。この「自治制」とは「保甲制度」である。後藤が前任の総督の台湾統治は軍政統治を実施し、台湾人の反乱を軍事力で鎮圧したのみで、これは台湾統治初期の失敗の点であると指摘していた。その点を察知して後藤は台湾では「保甲制度」を採用した。「保甲制度」の実施は地方自治の確立である。台湾人民の自治を尊び、同時に自治の責任を持たせた。そもそも治安を維持の目的であり、後藤はその中国旧来の「保甲制度」を復活し、交通を整備して戸籍制度の充実と整備し、衛生事務の場合にも大きな効果が出ている。

本稿は、謝宗倫（2008）『後藤新平「生物學原理」自治概念 重視舊慣 人體的國家』（国立高雄第一科技大学応用日語系、2007年度修士論文）に加筆、訂正したものである

### 参考文献

1. 後藤新平 (1889) 『国家衛生原理』 東京：忠愛社。
2. 後藤新平 (1890) 『衛生制度論』 東京：後藤新平。
3. 渡邊為藏 (1906) 『帝国政策と台湾』 東京：民友社。
4. 台湾総督府 (1921) 『台湾ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律其ノ沿革並現行律令』 台北：台湾総督府。
5. 後藤新平 (1922) 『日本植民政策一斑』 東京：拓殖新報社。
6. 杉山靖憲 (1922) 『台湾歴代總督の治績』 東京：帝国地方行政協会。
7. 台湾経世新報社 (編) (1925) 『台湾大年表：明治 28 年－昭和 13 年』 台北：台湾経世新報社。
8. 台湾総督府專賣局 (編) (1926) 『台湾阿片志』 台北：台湾総督府專賣局。
9. 三井邦太郎 (編) (1929) 『吾等知れる後藤新平伯』 東京：東洋協会。
10. 台湾総督府警務局衛生課 (編) (1931) 『台湾阿片癮者の矯正』 台北：台湾総督府警務局衛生課。
11. 矢内原忠雄 (1934) 『帝国主義下の台湾』 台北：南天書局。
12. 台湾総督府警務局衛生課 (1936) 『台湾ノ阿片制度：附麻薬取締ノ概要』 台北：台湾総督府民政部衛生課。
13. 伊藤金次郎 (1943) 『新領土開拓と後藤新平』 東京：昭和書房。
14. 許世楷 (1972) 『日本統治下の台湾：抵抗と弾圧』 東京：東京大学出版会。
15. 台湾総督府警務局 (編) (1939;1986) 『台湾総督府警察沿革誌(全 5 集)』 東京：綠蔭書房。
16. 戴国輝 (1995) 『台湾一人間・歴史・心性』 東京：岩波新書。
17. 持地六三郎 (1998) 『台湾殖民政策』 台北：南天書局。
18. 拓殖大学創立百年史編纂室 (2001) 『後藤新平—背骨のある国際人』 東京：拓殖大学。
19. 黄昭堂 (2003) 『台湾総督府』 台北：鴻儒堂出版社。
20. 鶴見祐輔 (1943 ; 2004) 「正伝・後藤新平—決定版 (2) (3)」 東京：太平洋協会；藤原書店。
21. 御厨貴 (2007) 『後藤新平大全』 東京：藤原書店。